

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成27年9月17日(木) 午前10時00分～11時22分  
(休憩：午前11時05分～11時13分)

会 場 委員会室

### 1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 3 番 柳沢 英希、 7 番 柴田 耕一、  
8 番 幸前 信雄、 1 1 番 神谷 直子、 1 2 番 内藤とし子、  
1 4 番 鈴木 勝彦、 1 6 番 小野田由紀子  
オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

な し

### 3. 傍聴者

2 番 神谷 利盛、 4 番 浅岡 保夫、 5 番 長谷川広昌、  
6 番 黒川 美克、 1 0 番 杉浦 敏和、 1 3 番 北川 広人、  
1 5 番 小嶋 克文

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、人事G L、総合政策G L、  
福祉部長、地域福祉G L、生涯現役まちづくりG L、  
保健福祉G L、介護保険・障がいG L、福祉まるごと相談G L、  
地域福祉G主幹、  
こども未来部長、こども育成G L、文化スポーツG L、  
学校経営（教育センター）G L、学校経営（教育センター）G主幹

## 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第56号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について
- (2) 議案第57号 高浜市職員の再任用に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第58号 財産の無償譲渡について
- (4) 議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- (5) 議案第64号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- (6) 陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情
- (7) 陳情第4号 国民の声に耳を傾けた安全保障関連法（案）の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情
- (8) 陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (9) 陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (10) 陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料女性の拡充を求める陳情
- (11) 陳情第8号 「戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に求める意見書」の提出を求める陳情

## 7. 会議経過

## 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

## 市長挨拶

委員長 去る9月7日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案5件、及び陳情6件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の内藤とし子委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いします。

答（企画部） 特にございません。

## 《質疑》

（1）議案第56号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について  
委員長 質疑を行います。

問（3） 第7条の2、保有特定個人情報の利用の制限に関する規定及

び第7条の3、情報提供等記録の利用の制限に関する規定の追加に関して、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で特定個人情報や情報提供等記録を自ら利用してはならない、と規定されているんですけれども、ここでいう特定個人情報を取り扱う事務の目的、というものは何なのか、再度教えていただけたらと思います。

答（総合政策） 特定個人情報を取り扱う事務の目的は、という御質問でございますが、まず、特定個人情報を取り扱う事務といたしましては、番号法第9条で規定されております、特定個人情報の利用の範囲内で市町村長が処理することができる事務とされておりました、厳格にその範囲が指定されております。その一例を申し上げますと、地方税の賦課徴収に関する事務や国民健康保険の保険給付に関する支給の事務など、社会保障分野や税分野、災害対策分野の3分野で、市町村では25程度の事務が想定されておりました、これらの事務を処理する目的を指すものと考えております。

問（3） あと、第7条と7条の2の関係で、保有個人情報と保有特定個人情報の利用の制限に関する規定における、目的外利用の違いについて教えてください。

答（総合政策） 保有個人情報と保有特定個人情報の目的外利用の違い、という御質問でございますが、保有特定個人情報の目的外利用につきましては、第7条第2項各号に該当する場合には、本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、個人情報取扱事務の目的以外の目的で利用することができるとされております。また、保有特定個人情報の目的外利用につきましては、第7条の2第2項の規定に該当する場合、すなわち、個人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意がある場合などに限り、特定個人情報取り扱い事務の目的以外の目的で利用することができるとされております。保有個人情報よりも、厳格に運用することが求められておる、というところでは。

問（3） あと、第7条の3に規定する情報提供等記録の利用の制限については、目的外利用の規定が見られないかなと思うんですけれども、

そこら辺をちょっと教えていただけるとと思います。

答（総合政策） 情報提供等記録の目的外利用の規定が見当たらないという御質問でございますが、情報提供等記録につきましては、番号法第30条第1項の規定によりまして、読みかえて適用されております、行政機関個人情報保護法第8条の規定により、目的外利用が禁止されております。本条例におきましても同様に番号法の読みかえにより適用をされますので、目的外利用の規定は置かないことにしております。

問（3） あと、第7条の4ですけれども、提供の制限に関する規定の追加に関して、番号法第19条各号に規定されている内容について、ちょっと教えていただければと思います。

答（総合政策） 番号法第19条の規定の内容ということでございますが、こちら、「何人も同条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。」と規定されております。各号というのが第1号から第14号までの、14の場合に限定されております。その内容につきまして一例を申し上げますと、同条第3号では、「本人またはその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。」とされており、このように本人が提供する場合であっても、相手方が行政機関等の個人番号利用事務等実施者でなければ提供することができない、とされております。

問（3） それでは9条の改正の関係で、保有個人情報と保有特定個人情報にかかるオンライン結合にかかる提供の制限の違いについて教えていただければと。

答（総合政策） 保有個人情報と保有特定個人情報にかかるオンライン結合の違いという御質問でございますが、保有個人情報のオンライン結合による提供につきましては、本条第1項の規定によりまして、原則はできないこととなっております。しかし、第2項各号の規定に該当し、かつ同項のただし書に該当する場合を除きまして、オンライン結合による提供ができることとされております。また、保有特定個人情報のオンライン結合による提供につきましては、マイナンバー制度の趣旨からいたしまして、情報提供ネットワークシステムを介して情報のやりとりを

行うことが前提となりますので、番号法第19条第1号から第14号のいずれかに該当する場合にはオンライン結合による提供ができるということになっております。

問（3） あと、第14条と第15条の、そして第17条の改正についてなんですけど、保有特定個人情報の開示請求等の手続きにおける法定代理人について、新たに本人の委任による代理人、いわゆる委任代理人、任意代理人を加えるというふうになっておりますけれども、この意味合いについても、教えていただけたらと思います。

答（総合政策） 任意代理人を加えることの意味ということでございますが、保有特定個人情報の適正な取扱い及びその正確性を確保するために、番号法では開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の保障をより手厚く規定しておりまして、本人参加の権利の実質的保障を行うために本人、法定代理人のほか、任意代理人による請求を認めることとしているものでございます。

問（3） ありがとうございます。あと、最後に附則の関係ですけれども、各施行期日について、具体的に説明をしていただければと思います。

答（総合政策） 施行期日につきましての御質問でございますが、特定個人情報の利用に関する規定など、基本的な部分につきましては、平成28年1月1日から施行することとしております。ただし、第1号に掲げる改正規定、これにつきましては定義規定の改正及び保有特定個人情報の提供の制限に関する規定の追加になりますが、これらにつきましては、個人番号の通知が始まります本年の10月5日から施行することとしております。また、第2号に掲げる改正規定につきましては、これは情報提供等記録に関する規定ということになりますが、これにつきましては番号法の公布の日から起算して4年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するということとされておまして、今のところ平成29年1月からの施行が見込まれているというところでございます。

問（3） 最後に聞きたいんですけれども、利用範囲もいろいろ御説明いただいたんですが、例えばその民間とかの、今だと法務局等でもオンライン業務になっていると思うんですけど、また、民間云々とかってい

う、民間等のその例えば、オンラインでつないでいくっていか話は、現状で特にないっていう状況でいいですかね。

答（総合政策） これから、民間等のオンライン結合ということにつきましては、国でその詳細について考えられていくというような状況だと考えております。

委員長 ほかに。

問（12） まず聞きたいんですが、今年の6月に年金記録が125万件です、漏えいしたっていう話があるんですが、そういう点についてはどのようにしているのかお示してください。

答（総合政策） 年金情報の漏えいの件で、そもそもその原因をお示しさせていただきますと、いわゆる情報系のネットワーク、これはインターネット等の外部とつながるものですが、これと基幹系のネットワーク、いわゆる個人情報を扱う部分で、外とはつながっていないネットワーク、こちらが年金機構では分断しているということにもかかわらず、職員がインターネット接続可能な情報系のネットワーク上のコンピュータに個人データを置いてしまったという、人為的なミスと考えております。従いまして、基幹系の個人情報が入っておるネットワーク内に不正なアクセスがあったわけではございません。従いまして、このことをもってマイナンバー制度にかかる基幹系ネットワークの不正アクセスのリスクが高まったというものではないと考えております。

問（12） その前にも東京の、情報漏えいの危険が高まったわけではないというお話がありましたが、民間と官と今後つながっていくということですので、これがつながっていくとプライバシー侵害や、なりすましなどの、犯罪が常習化すると思うんですが、そういう点については、きちんとこれを見ると制限されているように思うんですが、ハッカーとかそういうインターネットを駆使される方もいますので、そういう点ではどのようにしていかれる予定なのか、お願いします。

答（企画部） 今の御質問というのは、想定での質問ということだと思いますけど、マイナンバー制度に関して我々市町村がですね、そういったハッカーに対する手立てを講ずるっていうことは、これはありえませ

るので、それにつきましては国でしっかりとそういった制度設計をしていただくよりないと考えてます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第56号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第57号 高浜市職員の再任用に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) 一元化を図るための法律の施行に伴っての議案なんだけど、たとえば厚生年金に共済組合を合わせるということなんですが、そうすると金額的にはどのように変わるのか、また、変わらないのか、その点をお示しくください。それから、厚生年金に変わるということは、国民健康保険はどのようになるのか、その点もお示しくください。

答(企画部) ただいまの御質問は、条例の改正とは全然関係のない、年金の一元化そのものの御質問だと思いますので、ちょっと私どものほうでそのあたりの御回答ができかねるということでございますので、よろしく願いいたします。

問(12) 私がちょっと調べたところ、ここで一元化を図っていくと、厚生年金のほうが若干低いということを知っています。それと、国民健康保険が。

不規則発言あり

問(12) 国民健康保険じゃないね。国民年金ですね。国民年金の整備をするべきだと思いますので、私どもはこれ、反対します。



委員長 はい。内藤委員、賛成かは、、、。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第57号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第58号 財産の無償譲渡について

委員長 質疑を行います。

問(12) この議案は、吉浜保育園を民営、旧の高浜市の児童センターを吉浜保育園と、民営化した後、建物の所在地や構造及び数量というものを無償譲渡するというものですが、私どもは吉浜保育園を民営化することにも反対してきましたので、そのようにしていきます。

委員長 12番、内藤委員、所在地だとか構造、数量を反対されてもそれじゃこの、無償譲渡するというあれですか。

問(12) はい、建物を無償譲渡するということでね、その議案です。それはわかっていますが。

委員長 それは回答なしということです。はい、ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第58号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

問(14) 補正予算説明書67ページ、認知症早期発見事業、この内容をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

答(保健福祉) お答えをさせていただきます。今回の補正予算については、脳とからだの健康チェックをより多くの方に受診をしていただき、

今の自分の状況を知っていただきたい。それに当たりまして、今回の脳とからだの健康チェックにつきましては、通常健康診断のように来年の健診が確定されているわけではありませんので、平成27年度のみのものであるというようなことにもなりかねないことから、こうした受診勧奨の呼びかけ、個別訪問により受診の勧奨を行っていただく、こういうことで補正予算として上げさせていただいたものであります。よろしくをお願いします。

問（14） 60歳以上の方に送付されたと思いますけれども、9月10日に締め切られたと思いますけれども、その申込状況というのはわかってみえますか。

答（保健福祉） こちらの健診につきましては、9月実施分、8月の申し込み分で、田戸町と沢渡町をさせていただきました。こちらのほうの当初の受診率がおおむね20%強で始まっておりまして、広く市民の方に広がっていけばいいなと思っております。また、9月の申し込みとしては、呉竹町と芳川町で、これは今、受診案内を送らせていただいております。第1回目の締切りが終わって、やはりおおむね20%ぐらいの受診率、それよりちょっと多いぐらいかなと思っておりますが、現状ではそういう状況となっております。

問（14） どこかにこれは普通の健康診断とは違いますよと。総合健診ですか、そういうのとは違いますよという内容が書かれていると思いますけれども、実際、どんなような健診内容になるのか、教えていただきたいと思っております。

答（保健福祉） 具体的な健診の内容を申し上げますと、認知機能検査ということで、アイパッドを使ったチェック、そして体力検査、体組成の検査、そして質問、採血、以上大きく5つの項目で検査を行うものでございます。

問（14） 私もきょう、ダイレクトメールをいただいて、大変、皆さん方関心を持って受けられるだろうと思っております。私自身も、申し込みをさせていただいて、この専用歩行計などを使って、日常、不健康な行動をとっておるのを少し改めようかなと、実は思っておるわけです。

けれども、実はこういう健康チェックをすることによって今後の病院のあり方だとか、一般質問の中にも1万人当たり23とか4とかだったですかね、非常に低いということ、要するによそより病床が、少ないということですよ、そういうことを含めて踏まえるとこれは、そういうことも含めた、連携した健康体制をつくっていくという、医療体制をつくっていくという考え方でいいのかお聞かせ願いたいと思います。

答（保健福祉）　まずは、本人さんの予防に取り組んでいただく。これが、一番大切なことでもあります。また、予防でやっていただければ健康寿命が伸びるというような話にもなりますが、やはり、それとは別に、最終的には医療が必要であるというところで、やはり予防の限界、そして医療の重要性というのはそれぞれあると思いますので、よろしく願いします。

委員長　ほかに。

問（12）　59ページ、歳入のところで、総務管理費補助金のところ、社会保障税番号制度システム整備費補助金、これが意味がちょっとよくわからないんですが425万4千円。これの説明をしていただきたいのと、これが歳出のどこにあるのか、ちょっとそれをお示してください。

答（総合政策）　まず、歳入。社会保障税番号制度システム整備費補助金の、内容でございますが、平成27年度にマイナンバーの制度にかかるシステム修正についての、こちら国からの補助金となります。補正予算で今回425万4千円を追加で出させていただきましたが、補正後といたしましては4,308万7千円となります。交付額が確定したことで、補正予算で上げさせていただいたものです。これの歳出につきましては当初予算で計上されておるところでございます。

不規則発言あり。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第59号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第64号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第64号の質疑を打ち切ります。

(6) 陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(8) この陳情については、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。きょうもネットを見てますと、いじめの児童、愛知県が全国でワースト4でしたっけ、千人単位でも5番目に悪いという記事が出ておりました。いじめっていうのは、学校だけの問題じゃないんですけども、家庭でのしつけ、環境、こういう問題が絡んでくるんですけども、学校関係のところ、特に少人数、早期にそういう児童が出たときに、対応するという意味でいうと、少人数学級、これ有効だと思ってますんで、そういう意味で賛成ということで市政クラブを代表しての意見とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(16) はい。この陳情3号の意見を述べさせていただきます。教育現場におきましてはいまだに、いじめや不登校、また非行問題などさ

まざまな課題が山積みしております。こんな中一人一人に応じたきめ細かな支援を行うためにも少人数学級の拡充、それからこの中にもありますけれども、また、定数改善計画を策定し、実施することが望まれております。全国どこに住んでいても全ての子供が機会均等に一定水準の教育が受けられるよう、国が果たすべき内容の陳情ですので、賛成とさせていただきます。

委員長 ほかに意見。

意（１１） 私もこの陳情については賛成の立場で意見を追加で述べさせていただきますと、やはり子供の少人数学級ですと、先生の間も行き届きますし、いじめや学力の向上なども対応ができると思いますので、賛成の意見として述べさせていただきます。

意（１２） 私もこの陳情には賛成をいたします。学級編成、少人数授業、それから５００人の加配による定数改善が出てますが、それに止まっているので、不十分だと、どの意見についても賛成ができますので、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第３号についての意見を終了いたします。

（７）陳情第４号 国民の声に耳を傾けた安全保障関連法（案）の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情

委員長 陳情者より意見陳述の申し出があり、本委員会において意見陳述を行っていただく予定でしたけれども、本日、知立市議会の企画文教委員会において、意見陳述を行うために欠席したいとの連絡がありましたので、御報告いたします。それでは、意見を求めます。

意（１４） 市政クラブを代表して、賛成の立場で趣旨を述べさせてい

いただきます。今、衆参合わせて200時間という審議を今、行っていた  
だいております。さらに今週中には採決をされるというようなところで  
ありますけれども、まだまだ不十分だという、説明が、不十分だという  
意見が非常に多くあることで、わずかになりましたけれどもこういった  
ことを十分踏まえて、慎重に、丁寧に説明をし続けることの本分があり  
ますので、これに対して賛成をさせていただきます。ただし、皆さん御  
同意いただいて、意見書を出す場合は、若干の意見書案を、訂正させて  
いただいた上での意見書の提出になろうかと思っておりますので、よろしくお  
願いしたいと思っております。

委員長 ほかに。

意（16） 今、まさに国会は安保法案の審議で与野党の攻防戦が緊迫  
されておる中でございますけれども、私どももこの意見書の案文の中身  
ですけれども、ここを少し文章を加えさせていただくとか、削除してい  
ただくということで、これが可能であれば民意をしっかりと受け止める  
こともありますので、この文章の削除、また、この盛り込むことが可能  
ならば賛成をさせていただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

意（12） 私はこの意見書には賛成をさせていただきます。今の戦争  
法案はPKOを始め、一連の海外派兵法を推進してきた防衛官僚や内閣  
法制局長官、それから自民党の最高幹部を含めて反対に回ってみえま  
す。過去の法案で曲がりなりにも維持されてきた憲法9条の制約を完全  
に取り払ってしまうという点で異質のものだからです。平和国家として  
の戦後日本の出自発点を完全に否定する法案は廃案しかないと考えてい  
ますので、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（11） 私どももこれの陳情には賛成をさせていただきますが、市  
政クラブさんと同様で、このままではなくて、ちょっと書きかえてやら  
せていただきたいと思いますと思っております。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第4号についての意見を終了いたします。

(8) 陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める  
陳情

委員長 意見を求めます。

意(1) この陳情についてですが、やはり子供さんたちが教育を受ける上で、私学というのは若干、公立に比べて高いので、金額等が高いもんですから、やはりこの意見には賛成させていただきますが、何分、国の状勢等あると思いますので、趣旨採択でお願いできればと思います。

意(16) 陳情5号ですけれども、この陳情書の中にも書かれておりますけれども、愛知県も国の無償化政策見直しに伴う就学支援金の加算分約10億円分を活用し、私学助成に取り組まれております。また、陳情事項では、補助の一層の拡充を求めておりますけれども、国も財政が厳しい状況ですので、趣旨は十分理解できますということで、趣旨採択でお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

意(12) 私どもは、この陳情に賛成いたします。愛知県においては、高校生の3人に1人が私学に学んでいると、公共教育の重要な役割を担っていますから、この陳情に賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第5号についての意見を終了いたします。

(9) 陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(1) こちらの陳情に対してもですが、先ほどと同じで、趣旨はもちろん十分理解できて賛成できます。しかしながらやはり、愛知県の財政等にかかわる件だと思いますので、趣旨採択でお願いしたいと思えます。

委員長 ほかに。

意(16) 陳情6号ですけれども、先ほどと同じように、私立高校の役割は公立高校と同じような役割を担っております。従いまして一定の支援が必要と考えます。しかしながら県も財政が厳しい状況ですので、この中身を見ますと補助を拡充するとありますので、拡充するのは厳しいと思えます。従いまして趣旨は十分理解できますので、趣旨採択でお願いをいたします。

委員長 ほかに。

意(12) この愛知県の私学助成の拡充に関する陳情について、私どもは賛成をさせていただきます。先ほども言いましたけれども、高校生の3人に1人が私学に学んでいると、で、父母負担の公私格差の是正ってというのがまだまだ抜本的な解決には至っていないということや、それから公立私立を問わずに、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましいと考えますので、この陳情には、賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第6号についての意見を終了いたします。



(10) 陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料女性の拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(1) こちらもですが、教育について市町村が助成を拡充していくというのは、とてもいいことだと思います。しかしながら、高浜市においては、近隣のまちより十分助成がされていると思いますので、こちらに関しては反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意(16) 高浜市は財政が厳しい中、継続して私立高校の授業料の補助事業を実施されております。近隣市と比較いたしましても補助額が最も高い額の補助をされておりますので、この陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(12) 私はこの陳情についても、賛成をさせていただきます。高浜市が27人でしたかね、対象者が。127万云々という金額がそういう方たちのために助成をしている金額なんです、確かに高浜市は1万2千円と2万4千円と、金額も大きい額も助成はしているんですが、人口ですぐに見ることはできませんけれども、碧南市だとか知立市なんかを見ますと、300万円とか500万円とか、対象者もうんと多いですし、それから全額出している金額もずっと多いですので、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第7号についての意見を終了いたします。

(11) 陳情第8号 「戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に求める意見書」の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(12) 先ほど出された陳情4号とよく似た陳情なんですが、これについても私どもは賛成いたします。先ほど言ったような理由もありますし、それからほとんどの憲法学者が違憲だと言っていることもあります。今の状況を見ると大きく反対の声が挙がっている。で、8割の方が今の国会で通すことは問題があるというアンケートの結果も出ていますので、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

問(3) 私は市政クラブを代表させていただきまして、陳情8号、この陳情に対して反対でちょっと述べさせていただきますけれども、4号と8号と全く意味が違って、4号は首長にという部分ではある。8号は、基本的にうたわれているのは戦争法案であったり、なぜ自衛のための武器の使用が海外で必要なのかというところが書かれております。基本的に今、国で話をしているのも、基本的には国際協調。先の大戦を踏まえて、先進国の一国である日本がどういった形で国際協力をしていくのかという部分も含めて議論をまだしているので、確かに国民の皆様方に説明不足というのはすごくあると思うんですが、基本的には安全保障の体制、そういった法整備はしていかなきゃいけないと考えておりますので、私は陳情8号に対しまして反対としていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

意(16) こちらの陳情ですけれども、中身を見させていただきますと、解釈が随分ゆがんだ解釈をしておられるなと感じております。どちらかというと、この戦争法案ということですか、それからいつでも自衛隊を紛争地に派遣することを可能にする、また、憲法違反、それから自衛隊の海外派遣を恒常的に可能とすること、それから最後には平和安全法制整備法案の成立を断念するよう、というような文章の中身となっておりますので、国民の不安をあおるような中身となっているふうに感

じましたので、この陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第8号についての意見を終了いたします。

委員長 以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。委員におかれましては、引き続き、議案第56号にかかる自由討議を実施しますので、そのままお待ちください。当局の方については、退席していただいて結構です。ただし、自由討議中に当局への質問が出た場合には、担当の部長、グループリーダー等をお呼び出しいたしますので、所在がわかるようにしておいていただきますよう、お願いをいたします。なお、自由討議終了後は各部長に御連絡をいたします。傍聴等があれば、傍聴は御自由ですので、よろしくをお願いいたします。

《自由討議》

委員長 ただいまより、自由討議を実施いたします。自由討議を行う案件は議案第56号、高浜市個人情報保護条例の一部改正について、であります。なお、実施に当たり、次の事項を申し合わせされておりますので、御了承をお願いいたします。まず委員の方の発言は挙手をもって委員長の指名により発言をお願いいたします。次に、委員長の発言も可とし、副委員長との交代なしで発言させていただきます。次に、自由討議の終了時間は、委員長の判断で決定しますが、最大30分を目安とします。確認事項としまして、その発言は委員会議事録の中に記載されることとなりますので、御承知願います。以上であります。それでは、御発言をお願いいたします。

意（１２） ５６号は、一般的にマイナンバー制度って言われているんですが、マイナンバー制度が今度１０月から強制的に施行されるわけですが、これは国民一人一人に特定の番号や、つけてさまざまな機関だとか事務所に散在するさまざまな国民の個人情報、個人の番号によって名寄せ、参照することを可能にして行政などがそれらの個人情報を活用しようとする制度ですが、自治体も、行政も、政府も利便性を強調していますが、もしこの官と民間とつなげますので、もし番号が流出してそれが悪用されたりすると、これはプライバシー侵害や、なりすましの犯罪など、危険性を高めることは明らかです。ですから、私どもはこのマイナンバー制度は、止めるのが一番いいと考えています。

意（８） 内藤委員、今、お話を伺っていると、今回の出ている条例というのは、高浜市で、運用するときこういう規則でやりますという条例なので、条例の趣旨とはずれるような、今、そういう発言でしたよね。国でマイナンバー制度をやっていること自体が問題だという発言ですので、ここで議論する。この議案で議論する、というよりは、そういう意見がおありでしたら、別途自分たちの意思表示として、意見書なりなんなりで対応しないと、そういう議論というのはここでは、議案からはずれた議論になるような気がするんですけども。その点はいかがですか。

意（１２） 元々は国がやるということで、国に意見を言うことが大事じゃないかと言われてますが、それを自治体としても同じように制度化していくわけですから、自治体としてもそういうのが、例えば情報漏れが出ないということは人間が１００％、人間がやることですので１００％の完全ということはありませんし、そういう面ではやっぱり制度そのものも中止していく、で、今、強制的にきてますので、それができないということはありませんけれども、少しでもそういう危険性から、逃れるとか、離れるとか、ためにはそれなりの利用方法はあるんじゃないかということを思ってます。

意（８） 今、内藤委員そういうことをおっしゃいましたけども、今回条例の中で、その守秘義務に当たる部分、情報漏れを、漏えいすることをこういう形で守っていくということをこの条例の中でうたっているわ

けですよ。で、そこで問題があるのであれば、この条例が、どこの条文がこういうふうだからっていう議論をされるならわかるんですけども、そのものを反対なんていうのは、だから先ほども言いましたように、国に対して物申すのであれば、この条例に対してじゃなくって、意見書なり、意思表示の仕方が間違っているんじゃないですか。

意（１２） もちろんこの議案について、そのように情報漏れがないようにということで、書かれてますが、それとは、いくらそうやってやっても情報漏れが出てくる可能性が高いわけですから、そのことをよく考えてやるべきだと思います。

意（８） で、高浜市の行政に対して、何を言いたいのかがわからないんですけども。どういうことをやってほしいということが言いたいわけですか。この、条例を否決するような意見じゃないですよ。運用そのものの否定ですから。行政に何かを要求するのであれば、そういう意思表示の仕方をしないと、本末転倒の話になってくるように聞こえますけれども。

意（１２） この条例は、国から強制的にきてるわけですから、例えば高浜市でいえば市民の収入や財産を丸裸にして税や保険料の徴収強化と、社会保障の給付削減。

委員長 内藤委員、ちょっと言わせていただきますけれども、実際問題、高浜市の個人情報条例がありますもんで。その中の一部今改正ということで。そういった反対理由を列挙されますけれど、そういったことはやっぱり国に陳情書なりで出していただくのがあれだと、自由討議の題材とはちょっと違うと思いますけれども。そこら辺、よろしく願いいたします。

意（１２） 個人情報というのは、高浜市の住民基本台帳ネットっていうんですか、あるんですけども、それに修正を加えてやっていくということですので、それも含めて何ていいますか。

委員長 その個人情報を守るがための条例ですので、一部改正の条例です。そこら辺を理解していただくことには、先ほどから、８番委員が言っておられるように、意思表示が違うということです。

意（３） すいません。１２番委員にちょっとお伺いしたいんですけども、今回の５６号の中の一部改正の中の条例の変更の中で、何がどういけないのかっていうちょっと指摘をしていただけるなら、わかるんですけども。あと、先ほどからずっと聞いていると、強制的と言っているんですけど、基本的にちょっと趣旨がずれちゃうんですけど、代議制自体そのものを否定しているんで、そこら辺はもうちょっと考えて発言していただきたいなと思います。代議制自体を、そもそもがおかしい話になる。指摘をこの中でしてもらえるのであれば、ちょっと議論としてできるんじゃないかと思いますが。

意（１２） これまでの個人情報については、市内自治体だけの個人情報で、４つの中身になっていたんですね。今度は民間の法人とかみんなつなげちゃうわけですから、そうすると今まで以上に漏えいする可能性が強いということがありますので、そういう点でも問題があるということです。

委員長 そのことと、この条例の一部改正とどういった関係があるのか理解に苦しみますけれども。ほかに意見はございませんか。

意（３） すいません。１２番委員は、今回この条例の一部改正することに対して反対なんですか。制度が変わるということで、行政としてはこうやって条例をしっかりと整備していきますよという議案だと思っているので。

意（１２） だから言ったように、今までは市内、要するに自治体の中の個人情報で４つ出せれたのが、今度は税にしろ、源泉徴収にしろ、いろんなものがつながってしまうということがありますので、そういう点では。

委員長 １２番、内藤委員、まだまだそこまではいっていないと思います。先走りのことですので、そのとき委員、要するに意見書なりなんらか出していただければいいと思いますけれども。あくまでも個人情報を守るがための、一部改正ですので。全く趣旨が違うと思います。制度自体を反対と言われても市ではそこら辺のことは、話し合うあれがないと思いますけれど。自由討議の題材としてはないと思います。反対か賛成

かで済んじゃうとこだと思いますけど。そこら辺のところをお考えいただきたい。一部改正の条例で、ここがまずいんで変えてほしいとか、そういった内容ならわかりますけれども。ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、議案第56号についての自由討議を終了といたします。なお、これより採決に入ります。採決に当たり、当局の方が入場しますので、ここで暫時休憩とし委員会につきましては、11時15分に再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時13分

委員長 休憩前に続きまして、これより採決をいたします。

《採決》

(1) 議案第56号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第57号 高浜市職員の再任用に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(3) 議案第58号 財産の無償譲渡について

挙手多数により原案可決

(4) 議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(5) 議案第64号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(6) 陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

挙手全員により採択

(7) 陳情第4号 国民の声に耳を傾けた安全保障関連法(案)の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情

挙手全員により採択

(8) 陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(9) 陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(10) 陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格



差を是正するために市町村独自の授業料女性の  
拡充を求める陳情

挙手少数により不採択

(11) 陳情第 8号 「戦争法案といわれる、安全保障体制の見直し  
を行わないよう国に求める意見書」の提出を  
求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終  
了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員  
長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

終了 午前11時22分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長